第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

旭市長　　　　　　　　　　印

小規模専用水道の施設検査結果について

旭市小規模水道条例第８条第１項の規定により、給水開始前の届出があった施設（　年　月　日付、第　　号）については、下記のとおり通知する。

記

１．検査実施日

　　　　年　　月　　日

２．検査結果

（ア）合　格

（イ）不合格

理　由：

不合格の場合は改善等終了後、再度検査を実施するものであること。

（教示）

１　この処分に不服がある場合には､この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に､旭市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に､旭市を被告として（訴訟において旭市を代表する者は旭市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお､この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし､上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に､処分の取消しの訴えを提起することができます。